

失語症の方とコミュニケーションを図るために 失語症者向け意思疎通支援者養成研修

問い合わせ
県言語聴覚士会事務局
☎082-921-3230
FAX)082-921-3237



失語症は脳卒中などによって起こる言葉の障害です。失語症の人たちは会話をすることが難しく、家庭外へ出ることをあきらめたり、緊急時や災害時の支援を受けにくかったりするなど、社会の中で孤立しがちです。失語症の人が地域で安定した生活を送るためには、適切な知識と会話技術を持った意思疎通支援者が必要です。

次の日程で、失語症者向け意思疎通支援者として必要な知識と技術を学習します。

とき 8月2日(日)～令和3年1月16日(土) (全9回)

ところ 広島市東区地域保健福祉センターなど
※福山市、三原市でも開催されます。日程や会場などについては、事務局に問い合わせてください。

対象

失語症の福祉に理解と熱意があり、失語症者の意思疎通支援に携わることができる18歳以上の方

講師

広島県言語聴覚士会会員

定員

各回30人

申し込み

7月22日(水)までに事務局へ。受け付け完了の通知が1週間経過しても来ない場合は、事務局に連絡してください。

Eメール hiroshimastkai@yahoo.co.jp

全日程に参加し、認定テストで6割以上の得点をとった方は、失語症者向け意思疎通支援者として、広島県登録者名簿に登録されます。

自己負担額の一部を助成します 福祉医療制度

問い合わせ 保健医療課 ☎592141

市の福祉医療には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものには除きます。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却してください。

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)をお持ちの方。ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が159万5千円未満かつ扶養義務者所得が基準額未満であること。(扶養人数などにより基準額が変わります) ※継続して常時、人工呼吸器などを装着している方は、所得制限が緩和されます。	・医療機関1日200円、医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局(処方箋などによる薬代)一部負担金は必要ありません。
ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和3年3月末時点で18歳以下の方とその児童を養育している父親または母親など・父母のいない児童	・所得税非課税の世帯の方(平成22年度税制改正前基準による)ただし住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は、所得制限の審査対象になります。	・医療機関1日500円、医療機関ごとに、通院は月4日まで必要。 ・保険薬局(処方箋などによる薬代)一部負担金は必要ありません。
乳幼児等医療	・0歳～15歳(中学校卒業まで)の児童	・所得制限無し	

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合も受給者証を返却してください。なお、新たに認定を希望する場合は、所定の申請をしてください。審査の結果、認定要件を満たせば、受給者証を送付します。

申請・返却
受給者証の返却や認定申請をする方は、保健医療課または各支所へ。

福祉の
とびら
No.86

障害のある方の安全をサポートする 身体障害者補助犬

問い合わせ 福祉課 ☎592146

「身体障害者補助犬」は、目や耳や手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことを言います。

○盲導犬
目の見えない人、見えにくい人が安全に歩けるように、障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。

○介助犬
手や足に障害のある人に替って、物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ったりします。

○聴導犬
音が聞こえない、聞こえにくい人に、玄関のチャイム音や着信音、車のクラクションなどを聞き分け教えます。

身体障害者補助犬は、法律に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。また、利用者も衛生・行動管理をしっかり行っていることで、社会のマナーも守り、清潔に入っています。だからこそ、人が立ち入

ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

- 補助犬への接し方
- 補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。
- 補助犬に対して、話しかける、じつと見つめる、触るなどの気を引く行為は避けましょう。
- 温かく見守りましょう。

補助犬(盲導犬) 給付の申し込み
問い合わせ 県視覚障害者団体連合会
☎082-229-2320

県視覚障害者団体連合会では、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県内で1頭の補助犬(盲導犬) 給付事業を実施します。

対象
県内(広島市を除く)に1年以上居住する18歳以上の視覚障害者で、身体障害者手帳1級または2級所持者

※詳細は、問い合わせください。
申し込み
福祉課備え付けの申請書で、7月22日(水)までに福祉課へ。申し込み多数の場合は面接などの選考により決定します。

手話奉仕員養成講座 入門講座

問い合わせ 社会福祉協議会
☎52-2275

聴覚障害者とのコミュニケーション方法の一つである「手話」。その技術を学び、手話通訳派遣制度内で手話奉仕員として活動していただける方の養成を目指します。

とき 7月28日(火)・31日(金)、8月4日(火)・7日(金)・18日(火)・21日(金)・25日(火)・28日(金)、9月1日(火)・4日(金)・8日(火)・11日(金)・15日(火)・18日(金)・25日(金)・29日(火)、10月2日(金)・6日(火)・9日(金)・13日(火)いずれも10時～12時(全20回)

ところ サントピア大竹

対象
○初めて手話を学ぶ方
○手話に関心があり、手話を勉強したい方

内容 手話奉仕員としての入門編
○入門テキストの学習
○手話でのコミュニケーション

講師 県ろうあ連盟ろう講師・健聴講師
定員 20人
参加料 3300円(テキスト代)
※テキスト「手話を学ぼう手話で話そう」をお持ちの方は必要ありません。
申し込み
7月17日(金)までに社会福祉協議会へ。

障害者に対する有料道路通行料金の割引有効期限延長

問い合わせ
西日本高速道路(株)中国支社料金課
☎082-831-4111

障害者割引の有効期限が、3月1日(日)から7月30日(木)までの方は、7月31日(金)まで有効期限を延長します。新規・変更・更新手続きは7月31日までは郵送による方法も可能です。
手続きに必要な書類は福祉課(☎59-2146)に問い合わせください。



ケーブルテレビ「ちゅぴコムふれあい」の番組「大竹市からのお知らせ」の収録で、講座募集をPR。手話で応募を「待ってまーす」と呼びかけました。放送は7月6日(月)～12日(日)の予定。